

令和2年第5回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和2年6月29日（月曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
- | | |
|----------------|-------|
| 教育長 | 伊藤 哲 |
| 教育委員（教育長職務代理者） | 小谷野守男 |
| 教育委員 | 櫻井 由子 |
| 教育委員 | 猪瀬 哲哉 |
| 教育委員 | 石隈 利紀 |
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
- | | |
|----------------------|-------|
| 教育部長 | 田中 英樹 |
| 教育参事 | 森田 哲夫 |
| 教育次長兼教育総務課長 | 大手 勉志 |
| 学務給食課長 | 三浦 雄司 |
| 指導課長 | 大越 茂 |
| 指導課長（教育総合支援センター担当） | 松戸 孝泰 |
| スポーツ生涯学習課長 | 長塚 逸人 |
| スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当） | 豊島 寿 |
| 公民館課長 | 大野 篤彦 |
| 図書館課長 | 飯塚 稔 |
| 文化芸術課長 | 飯山貴与子 |
6. 書 記
- | | |
|----------------|-------|
| 教育総務課 課長補佐 | 蛭原 康友 |
| 教育総務課 総務法規係 主査 | 谷口 京子 |
| 教育総務課 総務法規係 主事 | 中村 翔 |
7. 議 事
- 報告第18号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
- 報告第19号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
- 議案第41号 取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第42号 取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について
- 議案第43号 取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金交付要綱について
- 議案第44号 取手市立学校等臨時休業対策費給食事業補助金交付要綱について

議案第45号	取手市修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱について
議案第46号	取手市公の施設(取手市立取手グリーンスポーツセンター)の指定管理について
議案第47号	取手市公の施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について
議案第48号	取手市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について
報告第20号	令和2年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について (取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、取手市立宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結について)
報告第21号	令和2年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について (令和2年度取手市一般会計補正予算(第3号)所管事項の同意について)
報告第22号	取手市スポーツ推進委員の免職について
報告19	成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の取手市成人式の対象年齢の決定について
報告20	寄附の受け入れについて
報告21	いじめ防止策の取組み状況に関する報告について
報告22	いじめの事案等への対応について (非公開)

8. その他

- (1) 令和2年第2回取手市議会臨時会における教育委員会関係議案等の結果報告について
- (2) 令和2年第2回取手市議会定例会における一般質問及び教育委員会関係議案等の結果報告について
- (3) 令和2年度組織目標について
- (4) 7月の教育委員会定例会の日程について

9. 会議の概要

午前9時30分開会

○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。よって、令和2年第5回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いいたします。

[谷口主査が配付物について説明]

○教育長

まず、教育長報告をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症に対する対

応ということで、2点ほど御報告させていただきます。

1点目として全体論でございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、地球規模、全世界中で感染の拡大、被害の拡大が依然として続いているところでございます。日本国内につきましては、5月26日に国の緊急事態宣言が全都道府県で解除されました。6月19日には、都道府県をまたいだ移動の自粛要請も解除されたところでございます。ただ、ニュース等で報道されていますけれども、東京都での感染状況は続いていますし、県内でも6月20日に46日ぶりに感染者が出ました。一昨日も感染者が出ているということで、感染状況は続いていますので、依然として予断を許さない状況が続いているところでございます。

ただ、一方で市民活動の再開というところがございますので、この間、取手市の教育委員会では感染拡大防止のために休館しておりました公民館、図書館、スポーツ施設等の再開を段階的に進めたところでございます。改修工事中の埋蔵文化財センターの一部制限はございますけれども、基本的には利用再開というところで取り組んだところでございます。また、一方で放課後子どもクラブにつきましても、6月8日から学校が通常登校が始まりましたので、子どもクラブにつきましても通常どおりの開所ということになってございます。

今後も市長部局と連携しまして、第2波、第3波に備えた感染予防対策を進めながら、市民の健康や子どもたちの健康・安全のために、教育行政のサービスが受けられるような準備を進めてまいります。

2点目、学校再開後の状況についてお話をさせていただきます。まず、1番の感染症の対策についてでございますけれども、こちらにつきましては市教育委員会で策定しました取手市学校再開ガイドライン、これは保護者、子どもたちに対するものですけれども、6月4日の時点で公表させていただきました。こういったガイドラインに基づいた行動がとれるように指導しているところでございます。資料にございますように、子どもたちも新しい生活様式を意識して学校生活を送りましょうという形にしてあります。この写真の図は、市内の小学校1年生が給食の配膳を待っている状況です。きちんと距離をとって配膳を待っている状況です。

また、放課後は、教職員が複数の子どもさんが触れるような状況に応じて、教室内の消毒や水道の蛇口、トイレ、階段の手すりなどの消毒作業を行っているところでございます。また、学習指導につきましては、非常に長きにわたる臨時休業だったわけですが、子どもたちの学習状況をきちんと見取った上で学習指導を行っていただきたいということで指導しておりますし、学校でもそのように実行していただいております。

また、全ての学校におきまして、感染の第2波により再び臨時休業の措置が講じられることを想定いたしまして、各教科におきまして基本的な学習の進め方、これは大事なことです。このことともう1つ、ICTスキルが子どもたちにきちんと身につくような指導ということでお願いしているところでございます。

また、3点目の学校行事についてでございますが、新しい生活様式のもとで考えますと、感染予防の観点から従来の行事そのものを全て実施することは困難であろうと考えてございまして、行事の持ち方につきましては、市内の校長先生方と何回か検討を行っているところでございます。市教育委員会といたしましては、教員と児童生徒、保護者、地域が一緒になって新しいスタイルの行事を目指していけるように、先進的な取り組みなども消化しながら、学校の支援を行ってまいりたいと考

えてございます。

最後のページですけれども、これは抜粋です。お手元に、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのが、6月16日付けで文科省から示されております。特に千葉縣市川市で、子ども達から感染が出ているという状況がございますので、もし感染者が出た場合の学校の取り扱いについて、そのフロー図を示したところがございます。感染者が出た場合は、保健所等の指導を仰ぎながら臨時休業の措置を考えるわけですけれども、一旦は濃厚接触者を特定する段取り、千葉縣市川市もそうですけれども一旦休業にして、特定された後の期間で臨時休業を行わなければいけないかという判断をすると、こういった大きな流れです。ただ、文科省の通知の中では、限定的に取り扱う流れに本文はなっていますけれども、実際に市川の状況を見ますと、一旦休業して消毒を行ってということなので、一定期間の臨時休業が必要であるということは想定できるかと思えます。後ほど本文を見ていただきたいんですけども、実際、休業云々のページにつきましては47ページ以降に記載してございますので、後ほど御確認していただければありがたいと思います。私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせいたします。この後議題となります報告第18号及び報告第19号については、職員の人事に関する報告案件となりますので、議事を非公開とすることを発議したいと思えます。

お諮りいたします。報告第18号及び報告第19号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告第18号及び報告第19号の議事は非公開といたします。

傍聴者の皆様には御退席をお願いいたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

傍聴者が退席されましたので会議を再開いたします。

報告第18号、取手市教育委員会職員の処分について、報告第19号、取手市教育委員会職員の処分についての2件を一括議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第18号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。報告第19号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第19号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。傍聴人の入場を認めます。

暫時休憩といたします。

午前 9 時 49 分休憩

午前 9 時 50 分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 41 号、取手市立学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。大越指導課長お願いします。

○指導課長

議案第 41 号、取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について、説明をさせていただきます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業措置により不足が生じた授業時数を確保するため、取手市立学校管理規則の一部を改正するものでございます。この臨時休業期間により生じた授業時数の確保につきましては、県の通知により、本来の夏季休業期間に 3 週間程度の授業日を設けることが市教育委員会に要請をされております。資料の 2 ページをごらんください。現行の取手市の学校管理規則につきましては、夏季休業期間については 7 月 21 日から 8 月 31 日までとなっております。これを 1 ページにお戻りいただきまして、付則の 3 「第 3 条第 1 項第 6 号の規定にかかわらず、令和 2 年度に限り、8 月 5 日から 8 月 18 日までを夏季休業日とする。」というふうに改正をさせていただければと思います。あわせて、令和 2 年度につきましては、各学校の創立記念日、これにつきましても授業日とさせていただきます、子どもたちの学習の機会の確保に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○教育長

以上で本件に対する説明は終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○櫻井委員

こちらの学校休業日の設定については、特に異議はないんですが、現在の状況を伺いたいと思います。3 月以降、学校休業日がほぼ 3 カ月以上に及びまして、新学期が 6 月からやっと始まったわけですけど、現状は各学校で今まで 5 時間授業だったところを 3 年生以上は全部 6 時間授業にするとか、授業時間数を確保しながら進めている様子が伺われますが、この夏休みの期間を 3 週間程度授業時間に充てるということで、通常の授業時間と比べてどの程度リカバリーできるものか、お願いします。

○指導課長

御回答申し上げます。小学校 4 年生以上につきましては、年間 1,015 時間の授業を行うということが学習指導要領で定められております。現在、6 月 8 日から学校を再開しているところなんですが、夏休み中に 3 週間程度の授業日を確保、そして創立記念日、また冬休みの短縮等も考えていく必要があるかと思うんですが、現在、机上では 1,070 時間程度の授業時間を確保しております。1,015 時間の教科等の授業時間、それに加え各学校の行事等に要する時間ということで 1,070 時間。週数

に直しますと約 36 週分の授業時数を確保しているところでございます。

○櫻井委員

ありがとうございました。では、必要な 1,015 時間に対して、計算上 1,070 時間確保されているということで、この後万が一、第 2 波等で休業が必要になることも考えられるとしても、十分な時間数と伺って安心しました。

○石隈委員

8 月 5 日から 18 日までを夏季休業にするということで、もちろん異論はありません。ただ、教職員の方の休養がどのくらい十分にできるかということがとても心配なので、この時期においては十分休んでいただくことの確認と、実際に授業の確保も含めて、なかなか先生方が平日に病気とか介護も含めて休みにくい状況があるかもしれないんですけど、その辺は各学校においてもきちんと休むときには休めるというか、お互いが助け合うということを確認したいのと、あと学校の先生はストレスチェックというのはやっぴらっしゃいますよね。今年度はいつごろの予定になりますか。

○学務給食課長

ストレスチェックは例年、夏休みに入りましてすぐ、7 月の下旬から実施しております。今年度につきましては、8 月 3 日から 2 週間程度を予定しております、こちらウェブに御自身でアクセスしていただいて、ストレスチェックを受けるような体制をとっております。

○石隈委員

ありがとうございます。こういう時期ですので、教職員のストレスというのは全体的に高まっていると予想されますので、特に高い方のフォローを、特にうつ病とかの予防にとっても重要だと言われておりますので、いつもより丁寧にやることが中長期的には教職員の方の安全管理だけでなく、労務管理の上でも極めて重要になっているかなと思います。釈迦に説法ですけど、一般的には大人は元気で、子どもの対処に気をつけながらサポートするというのが我々教職員のメンタリティーなんですけど、今回は大人も子どもも疲労している中で教育を何とか維持するという事なので、先生方はなかなか疲れても休みにくいという状況だと思います。特に教育委員会というか市として、それを強調して、しっかり休みなさいというか、ストレスがたまった方は早めに言ってもらって、早めの対応が重要かなと思います。

○教育長

十分取り組みたいと思います。分散勤務というか、変則的な勤務状況もありまして、校長ともいろいろ意見交換しておりますけど、その辺については先生方もかなり気遣いをいただいているので、具体的な行動として改めて徹底できるようお話をしていきたいと思います。

○石隈委員

管理職の先生方もお疲れだと思いますけど、ぜひ。

○教育長

そのほかございますか。

○猪瀬委員

質問は櫻井委員と同じような感じになってしまうので、保護者的な意見というか、授業日数不足のため夏休みがなくなって仕方がないのかなと思いつつながら、その中でどのくらい取り戻していけるのかなというのが保護者としては一番心配なところ

ろだと思っんですよね。子ども達の心配ももちろんあるんですけど、取手市は2学期制と全員担任制という新しい取り組みを行った上で、ただでさえ大変な時期だったのかなと思う中にコロナの影響で、先生達の負担というのがすごく大きくなっているんじゃないかなと思うんです。夏休み減らして授業と、そして放課後には消毒を先生達が行っているんで、本当に先生達のケアを切にお願いしたいと思います。

○教育長

そうですね、十分心がけて。また、相談体制とか、私がお話を聞く限りでは、チームとしてのまとまりはできたので、新しい負担感はあるかもしれないですが、今まで担任に行きがちな責任を分散化するとか、そういった面で手応えというか、それは私としても感じているところです。全く異質なものが入り込んでくるというよりは、そこを各学校で工夫等をしていただいて、いろいろ取り組みが始まっているという状況があって、ですから不幸中の幸いといいますか、いきなり学期が始まってという状況ではなかったんで、先生間の話し合いも少しできたのかなと私はとらえております。

○小谷野委員

新型コロナウイルスの関係も含めてのお話ですから、1つの意見なんですけど、先生方が放課後に消毒をすること自体は、かなり気を遣ってやっているという様子をこの間も伺ってきたんですよ。時間をかけてしっかりやっている。特に中学校は部活動が終わってからやっているわけですよ。かなりの時間、大変さを抱えているわけですね。私は、中学生あたりになれば、自分たちでできるようなことってないんだらうかという見つけ方もこの時期には必要んじゃないかなという思いを持っている1人なんですけど。その辺の部分での、中学校あたりでは私たちができることは何だらうという考え方の授業とか、それから生徒会を中心としたそういった動きとか、そういったものを期待したいなと思っっているんですけど。

○指導課長

ありがとうございます。実際、我々のほうも各学校の消毒作業の様子は見させていただいております。やはり中学校におきましては、部活動指導が終わった後の消毒作業ということで、時間的に30分から40分くらいかかるかなというところでございます。実際に今後、このコロナについては一時的なものではなく、これからも長く続くということになった際に、やはり学習の一環として自衛という点からも検討を要するかなというふうには考えております。以上です。

○櫻井委員

この議題とは少しずれてしましますが、きょうはほかに関連した議題が載っていないので、ここで聞かせていただきます。先ほど小谷野委員がおっしゃった放課後の消毒作業とか、先ほどの教育長報告にもありました学校行事の持ち方について、児童生徒、保護者、地域が一緒になって新しいスタイルの行事が生み出せるように、そういったこととも連携して、地域では学校の先生方の変さというのわかっていらっっしゃる方が多く、実際に消毒作業についても私たちがボランティアで行って消毒作業をできないだらうかという意見もあります。ただ、その一方で、ボランティアという形で地域の方が来てくださるにしても、受け入れる学校側がそのことかえって負担になってしまっって、地域の方に来る以上は検温してくださいとか、そういうことで学校側の負担になってしまうのではないかということで、地域の側もPTAも手伝えるものなら手伝いたいけど、行って手伝っっていいものかどうか

と、かえって学校側の負担になるんじゃないかというジレンマも抱えているところ
です。ですので、今後、そういったボランティアであるとか、また新しい学校行事
を模索していく上での地域の方々の受け入れ方法であるとか、そういったことをど
のようにお考えであるのか、今現在のお考えで結構ですので、お聞かせいただき
たいと思います。

○指導課長

この臨時休業期間中におきましては、PTAの活動自体もやはり一時休止ということ
になっていたと思います。各学校のホームページを覗かせていただきますと、PTA活
動も徐々にスタートしてきたかなというところになったと思います。今後、PTA活
動がスタートした中で、各学校からPTAにお願いということもあるかと思うん
ですが、この後7月2日にも校長会がございますので、その際、各学校の様子を整理
をした上で検討してまいりたいと考えております。

○教育長

消毒の作業というのは、どこの部分をどういう手順で、どういった道具を使うか
と結構関わってくるんですね。その辺は用品の備えも含めて、きちんと考えなくて
はいけないので、それは学校とやり取りしていますので、余り拙速にすぐという話
にはならないんですけども、何回かそういった話はしています。私も実際、中学校
の部活が終わった後に先生方がやっている状況を見たんですけど、先生方の負担は
ありますけど慣れてきたような状況が伺えます。この先どうやるか、今お話したよ
うなことを十分くみ取りながら学校と詰めていきたいと思います。

○石隈委員

ちょっと離れますけれども、医療従事者のお子さんへのいじめとか、いろいろ全
国的に言われていますけど、そういうところの対策というとな変ですけども、いじめ
防止も含めて偏見、差別に対する教育というのは、これから極めて重要になるかな
と思うんですけど、その辺現状をお聞かせいただければと思います。

○指導課長

石隈委員御指摘のとおり、これは絶対にあってはならないことだというふうに市
教育委員会としても認識をしております。このことにつきましては、分散登校の最
初のクールの際に、各学校に少人数の児童生徒が集まったわけなんですけど、その
中で時間をとっていただいて、感染症に対する正しい認識、そして感染症が原因によ
るいじめ、それから偏見、そういったものがないようにということで、各学校、子
どもたちの発達段階に応じた指導をしていただいております。これにつきましては
は、単に単発で終わるのではなく、繰り返しやっていくことに意味があるかなとい
うふうに考えておりますので、この後、学校の訪問等をしていく中で、このこと
については繰り返し繰り返し学校にお伝えしてまいりたいと考えております。

○石隈委員

ぜひお願いしたいと思います。

○教育部長

この件に関しては、石隈委員と同様に、市長からも大変危惧されておまして、
臨時校長会のときに、その点について十分注意するようというところで、校長先生
方に市長からのメッセージを含めて、先生方をお願いしたところでございます。

○石隈委員

ありがとうございました。ぜひにと思います。これは一般のいじめというとな変で

すけど、割といじめというのはそのときの生徒の人間関係で起こる、いわば力の悪用というか攻撃というふうに理解されるんですけど、今回のコロナウイルスに関しては感染するのが怖い、感染させられるのが怖いということで、本当にだれもがいつでも持つような怖さから来ているものが偏見、差別に関わるという自然の心のメカニズムなので、いつでもどこでも、このいじめ、偏見は起こり得るので、さっき言われたように繰り返し、それからそういう小さな芽があったら摘んでいくということを現場でやっていくことが極めて重要だと思いますので、そちらでは皆さんやっていたらいいということなので安心ですけど、ぜひ引き続きよろしくお願ひします。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり決定いたしました。

議案第42号、取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

議案第42号、取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。

提案理由につきましては、国の特別支援教育就学奨励費の補助単価が改められたこと、令和2年度から3学期制を2学期制に変更したことに伴い、取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正するものであります。

それでは、まず初めに取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の概要につきまして、御説明申し上げます。特別支援教育就学奨励費につきましては、特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者に対して、負担能力の程度に応じ、特別支援教育への就学に要する経費の一部を補助することにより経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図ることを目的とした制度でございます。支給対象者でございますが、取手市立小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、特別支援学級において教育を受ける児童生徒の保護者となります。

また、就学援助を受けている保護者につきましては、就学援助が優先されるため、特別支援教育就学奨励費の対象にはなりません。今回の改正では、国の支給費の補助単価が昨年10月の消費税増税を踏まえ引き上げがされております。そのため市でも、国の引き上げに伴いまして、支給する費目について改正を行うものでございます。単価の改正内容につきましては、お手元の議案書4ページに対象となる支給費目と改正後と改正前の金額、こちらの差額、増額の分を抜粋してありますので、そちらで御確認いただければと思います。

また、取手市では今年度より、新しい学校教育の取り組みとしまして、2学期制

を導入しましたので、それにあわせて年3回支給していたものを年2回に変更するものでございます。そのほかの改正点につきましては、文言の修正等でございます。この規則につきましては、公布の日から施行し、改正後の取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の規定は、令和2年4月1日から適用するものです。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○櫻井委員

表中の通学費、実費の部分の説明をお願いします。

○学務給食課長

こちらは、なかなか該当者はいらっしゃらないんですが、公共交通機関を使用して学校に通学する人の費目となります。

○櫻井委員

ありがとうございました。現在、該当者はいないという形でしょうか。

○学務給食課長

今年度につきましては、今のところ該当者はいません。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第43号、取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金交付要綱について、議案第44号、取手市立学校等臨時休業対策費給食事業補助金交付要綱についての2件を一括議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

議案第43号、取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金交付要綱についてと、議案第44号、取手市立学校等臨時休業対策費給食事業補助金交付要綱について、あわせて御説明いたします。

まず最初に議案第43号、取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金交付要綱について、御説明させていただきます。提案理由としましては、新型コロナウイルス拡大防止に伴い、小中学校が臨時休業になったことを受け、給食を中止したことにより保護者が負担した要保護・準要保護児童生徒の昼食費への補助金を交付するため、取手市要保護・準要保護児童生徒昼食費補助金交付要綱を制定するものでございます。

この要綱の整備に当たりましては、臨時休業期間中に児童生徒が学校給食を食べ

られない状況が続いていたことや、感染症拡大による保護者の収入減少等が懸念された中で、家庭での昼食費負担が増大したことから、それに対応した支援策が必要ではないかと考えたところでございます。そのため、要保護・準要保護認定を受けた児童生徒の保護者に対して、臨時休業期間中の昼食代として、給食実施予定日1日当たり300円を支給するため、今回新たに昼食費補助金交付要綱を整備したものでございます。

今回の対象者、支給金額でございますが、7ページをごらんいただきますと、令和2年3月分が小学校で560名、中学校で326名、合わせまして886名、3月の給食実施日数が15日でありましたので、金額にしますと398万7,000円になります。また、今年度に入りまして新たに認定作業を行いまして、一部の方の認定がまだ終わっていない状況でございますが、4月から6月分までの対象者が小学校で514名、中学校で290名、合計804名となります。給食実施予定日数が4月が15日、5月が18日、6月が5日となりますので、金額にしますと、合計しまして916万5,600円になります。

条文の説明をさせていただきたいと思っております。1ページに戻っていただきまして、1条の趣旨でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために臨時休業が実施されたことに伴い、就学援助の対象者に対して臨時休業期間中に家庭で負担する昼食費について補助することを規定しております。次に第3条の補助対象者でございますが、こちらは昼食費補助金の交付を受けられる者として就学援助該当者を、第4条では補助対象期間として取手市立小中学校とそれ以外の学校をそれぞれ期間を定め、第5条では補助金の交付等としまして、児童生徒1人につき300円に、臨時休業期間中に学校給食を実施する予定でいた日数を乗じて得た額を補助することを規定しております。第6条以降につきましては、補助対象者に対する交付申込みや交付方法等について規定しております。昼食費補助金交付要綱につきましては、以上で説明を終わります。

続きまして、議案第44号、取手市立学校等臨時休業対策費給食事業補助金交付要綱について、御説明させていただきます。提案理由としましては、新型コロナウイルス拡大防止に伴い、市立小中学校、幼稚園が臨時休業となったことを受け、給食を中止したことにより、食材納入業者に同業者が負担した分の補助金を交付するため、取手市立学校等臨時休業対策費給食事業補助金交付要綱を制定するものになります。

今回の交付要綱についてでございますが、国が臨時休業に伴う学校給食中止への対応として、学校臨時休業対策費補助金を新たに創設したため、これに対応するために整備したものであります。具体的には、給食納入業者に対して既に発注していた、期間が3月3日から3月24日までの間のパン、米飯、麺に係る委託加工賃や、給食用牛乳、また転売できずに廃棄処分した食材を給食納入業者に補助するものです。

内容につきましては、後からお配りしましたA4一枚ですね、取手市立学校等臨時休業対策費給食事業補助金交付要綱補助対象内容、下に7ページと振ってあるものです。ちょっととじ込みができませんで申し訳ございません。こちらに載せてありますとおり、1番の米飯から8番の野菜まで合計しますと、444万9,037円になります。

要綱の各条文につきまして御説明させていただきます。まず、第1条の趣旨でご

ございますが、こちらは臨時休業に伴う学校等給食の中止の影響により、納入業者が市への納入を中止した食材等に係る経費の一部について補助金を交付することにより、納入業者の負担を軽減し、安定した学校給食の提供に資することを規定しております。

続きまして、第3条の補助対象者でございますが、こちらは臨時休業の期間中に実施を予定していた学校等給食の食材等を市に納入する予定であった納入業者を、第4条の補助対象経費等では第1項で補助金の対象となる経費として、補助対象者が臨時休業によって市への納入を中止した食材等に係る経費のうち、食材等の調達に要した経費と主食の加工に要した経費を、第2項で補助金の額を規定しております。

第5条以降につきましては、補助金の交付申請等の一連の流れを整備したものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わりにします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○猪瀬委員

議案第43号の7ページのところなんですけども、3月が886、4月が804で、これから増えていくだろうと考えもあるかと思うんですけど、今回のコロナの影響で保護者が休業等で、これからそういう御家庭も増えていくのかなと予想されるんですけど、そういう方が例年以上に増えてきて予算というのはそれなりに付くようなことになるんでしょうか。

○学務給食課長

現在、5月の支給分までは確保してあります。6月以降につきましては、今後、国からの交付金が支給される予定ですので、そちらで対応したいと考えておりますので、不足の部分が生じた場合にはそちらで対応していきたいと考えています。

○櫻井委員

今の猪瀬委員と同じになってしまうかもしれませんが、議案第43号で第4条に期間が定めてあります。令和2年3月3日から6月5日までということで、今後、例えば冬場に第2波、第3波が来て、学校が臨時休業ということになるかもしれません。そのときはどのようになりますでしょうか。

○学務給食課長

こちらにつきましては、今後、第2波、第3波が懸念されますので、そのときにあわせまして、この期間を修正する形で、また要綱を上程させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○櫻井委員

では、今後も要保護・準要保護児童の昼食費の補助というのは、学校の休業があった場合には検討される方向ということでよろしいでしょうか。

○学務給食課長

休業等がございましたら、その都度検討をしていきたいと考えております。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより議案第 43 号と議案第 44 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第 43 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 43 号は原案のとおり決定いたしました。

続けてお諮りいたします。議案第 44 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 44 号は原案どおり決定いたしました。

議案第 45 号，取手市修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いします。

○指導課長

議案第 45 号，取手市修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱について，御説明いたします。

提案理由につきましては，令和 2 年度に予定していた修学旅行等において，新型コロナウイルス感染症の影響により中止又は延期となった場合に要する経費を補助することにより，保護者等の負担を軽減するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして，要綱の趣旨のところをごらんください。国から出ております，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を活用し，取手市立小学校及び中学校が令和 2 年度に実施を予定していた修学旅行等を感染症の影響により中止又は延期した場合に要する経費に対し，予算の範囲内において取手市修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金を交付することとしております。具体的に申し上げますと，中学校におきましては，例年 5 月，関西方面の修学旅行を実施しているところですが，新型コロナウイルス感染症の拡大により，既に 8 月の下旬以降の実施ということで延期しております。この 5 月から 8 月以降に延期したということにつきましても，延期の料金，キャンセル料ということで中学校を平均しますと 7 万円の旅行費に対して 5,000 円程度のキャンセル料が発生をしております。これを国の地方創生臨時交付金を活用することにより，保護者の負担を軽減するものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

この修学旅行関係は，本当に子ども達も楽しみにしている行事だと思うんですけども，一度延期になっているという状況の中で，8 月下旬くらいからスタートしていきそうな計画があるということですけど，この辺のところ，実際にどの程度のところで決定をしていくのか。その辺のところも含めて，今の状況で結構ですので

お話しただければと思うんですが。

○指導課長

現在の進捗状況について御説明いたします。修学旅行を含め各学校の行事等につきましては、臨時校長会をこれまでも複数回重ねて検討を行っているところでございます。修学旅行につきましては、6月15日の週から各中学校におきまして、旅行者と感染症対策についてのヒアリングということで、こういった形で感染症対策を旅行者が講じようとしているのか、そして不安な点等について学校から質問するという形で対策を確認しております。また、同期間におきまして、学校からPTA役員等に対しまして、感染症対策についての説明を行い、実施の方向で検討するという形で話が進んでございます。この後、各学校におきましては、参加のための同意書、感染症対策としてこのような対策を講じるという資料を示した上で、保護者等から同意を得て実施の方向で進めていくということで確認をしております。以上でございます。

○小谷野委員

ありがとうございました。

○猪瀬委員

キャンセル料とは違うことになってしまうかもしれないんですけど、修学旅行のことでお聞きしたいんですけど、私の息子は中3で、学校のPTA会長を現在やっています、お話を聞かせてもらって、旅行でも学校ごとに感染に対する対策をすぐとられていて、それに対する費用がどんどんかさんでいるというお話を伺っています。そういう場合、普通の修学旅行の積み立て以外にも何万円か上がるけどどうしますかというお話を聞いたんですけど、今現在、子ども達が中止、中止で非常にきつい状態の中、保護者としては行かせてあげたいなという思いをお話ししたんですけど、そういう細かな対策に対する費用というのは、例えば市から補助といった考えはあるのかどうかをお聞きしたいんです。

○指導課長

修学旅行の費用についてなんですが、校長会の打ち合わせ等におきまして、必要な感染症対策を講じるということで、例えば交通手段のバスが2台であったものを3台にすることによって密を避ける、そういうことを実施した場合には、それだけのバス料金が加算されるということは伺っております。現在、最終的な形で、各学校がどのような形で感染症対策を講じるのかというところの最終的な確認をとっていないところなんですが、そこで発生する負担につきましては、行事の実施主体である学校でまずは確認をしていただきまして、これまで当初計画をしていた行事の一部を見直すなどの対策を講じるなどして、保護者への過度な負担にならないようにということで助言をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 46 号、取手市公の施設（取手市立取手グリーンスポーツセンター）の指定管理について、議案第 47 号、取手市公の施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命についての 2 件を一括して議題といたします。

本件についての説明を豊島藤代スポーツセンター長お願いいたします。

○藤代スポーツセンター長

議案第 46 号、取手市公の施設（取手市立取手グリーンスポーツセンター）の指定管理について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、取手市立取手グリーンスポーツセンターが令和 3 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることから、令和 3 年 4 月以降も引き続き 4 期目として指定管理者制度を導入し、一般公募により指定管理者候補者の公募を行おうとするものでございます。

別紙 1 ページをごらんください。指定管理制度について簡単に説明させていただきたいと思っております。平成 15 年度に地方自治法の一部が改正されまして、従来の管理委託制度から指定管理者制度へと大きな制度転換が図られました。指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的に、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的とするものとなっております。2 ページをごらんください。選定にかかわる計画案を添付しております。今後の主な予定でございますが、7 月 29 日に第 1 回目の選定委員会を開催し、選定基準の審査・策定、指定期間、協定内容などについて協議をいたします。

次に 3 ページになりますが、8 月 5 日から 9 月 16 日まで候補者の公募を行いたいと考えております。その後、第 2 回、第 3 回の選定委員会を経まして、ことし 10 月の定例教育委員会において結果を報告させていただき、その後、12 月議会に上程、令和 3 年 3 月に協定書の締結を予定してございます。なお、今回の指定管理者選定に当たりましては、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び取手市公の施設に係る指定管理者制度運用ガイドラインに基づき進めさせていただくこととなります。

続きまして、議案第 47 号、取手市公の施設指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について説明させていただきます。

提案理由でございますが、ただいま御説明申し上げました取手市立取手グリーンスポーツセンターの指定管理期間が満了となりますことから、引き続き 4 期目の指定管理者制度を継続するために、指定管理者の審査及び選定をするための選定委員会の委員を委嘱及び任命するものでございます。

別紙に選定委員名簿を添付しておりますのでごらんください。今回は委員選出の根拠としましては、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 17 条に基づくものとなっております。委員の内訳といたしましては、選出区分第 1 号、こちらは学識経験者の公認会計士でもあります片桐弘勝先生、次に選出区分第 2 号、こちらは指定管理運営の専門的知識者の筑波大学柳沢和雄名誉教授、続きまして選出区分第 3 号としまして、市職員となります副市長以下、総務部長、政策推進部長、財政部長、教育長、教育部長、そして担当課長の私となっております。なお、片桐先生と柳沢先生につきましては、前回 5 年前の第 3 回目の選定委員会もお

願っております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくおねがいたします。

○教育長

本件についての説明は終わりました。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

○櫻井委員

グリーンスポーツセンターのトレーニングルームを利用させていただいている者として，前回，指定管理者が変わると，ちょこちょことした使い方のルールがマイナーチェンジされて使いやすくなったなと思うところとか，使いづらくなったなと思うところとかあるんですけど，前回5年前の経過といたしますか，具体的には何社くらいが応募されてという，その辺を教えていただければと思います。

○藤代スポーツセンター長

前回ですと，第3期目のときは応募したのが2社でございます。その中の1社が今回なっております。

○櫻井委員

今回もここにあるように，そんなにたくさん，それこそ5社以上とか，そういう形ではないだろうとお考え，流れの予想でしょうか。

○藤代スポーツセンター長

今の段階では，何社応募してくるかはっきりわからないんですが，ちなみに第2期目のときには4社ほど応募がございました。2期目のときは10社，現地見学会に参加したんですが，その中で4社が応募したと。前回の3期目については，4社が見学に見えて，そのうち2社が応募されたということです。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより議案第46号と議案第47校を順次採決いたします。

お諮りします。議案第46号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第46号は原案のとおり決定いたしました。

続けてお諮りいたします。議案第47号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第47号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第48号，取手市教育委員会事務点検評価委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、議案第 48 号、取手市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について、御説明いたします。

こちらは提案理由にも記載のとおり、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定によりまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を毎年度実施しております。これは教育委員会が決定した基本方針に沿った事務を適切に執行しているかどうかについて、事後にチェックを実施するもので、市民に対する説明責任を果たすために行っているものです。また、点検評価において導き出された改善策及び取り組みの方向性を次の基本方針に反映させており、いわゆる P D C A の流れの 1 つとして位置づけまして、効果的な教育行政の推進を目指すものです。

さらに点検評価の実施に当たりましては、その客観性を確保するために、教育に関し優れた経験や知見の活用を図ることとされております。教育委員会では、こうした方々からの意見をいただき、報告書を作成しております。作成した報告書については、議会に提出するとともに、市のホームページを初め、公共施設において広く市民に公表しております。評価委員の任期については 2 年とし、再任は妨げないものとされております。

資料の 1 ページをごらんください。任期については、令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで。ごらんのとおり 4 名の方を選任しております。4 番目の星野有里さん、こちらが今年度からの新任になりまして、こちらの方は年齢が 67 歳、備考欄にもありますとおり、取手市の社会教育委員でありまして、また元取手市社会教育指導員の方であります。社会教育委員については、平成 22 年からお務めをいただいている、かなりキャリアが長くベテランの方でございます。4 名の方のうち、1 番と 2 番の方については学校教育分野、3 番と 4 番の委員さんについては社会教育分野についての御意見をいただいております。簡単ですが、説明は以上となります。

○教育長

説明は以上でございます。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 48 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は原案のとおり決定しました。

報告第 20 号、令和 2 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、取手市立宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結について）を議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、報告第20号について御説明いたします。

こちらにつきましては、教育に関する事務について定める2件の議案につきまして、教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨の回答をしたことを御報告させていただきます。

専決した2つの議案について、それぞれ順番に御説明いたします。まず初めに、取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。こちらについては、当該条例の基準省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことによりまして、これまで都道府県知事及び政令指定都市の長のみが行っていた、放課後児童支援員の認定資格研修を中核市の長も実施することができるようになったことから、中核市の長が行う認定資格研修を修了した者が、取手市において放課後健全育成事業に従事する場合に、その者を放課後児童支援員として扱うために、取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものになります。こちらの説明は以上となります。

続きまして、取手市立宮和田小学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結について、御説明いたします。こちらは専決によりまして、あらかじめ工事の仮契約を行ったことに対し、6月8日の議会初日に議決をいただく先議というやり方で議会の承認をいただき、正式な契約を締結したものです。

請負業者は、常総・大竹特定建設工事共同企業体です。契約金額は7億2,490万円でした。大規模改造工事の内容としましては、資料6ページの契約についての説明資料に記載のとおりでございますが、これまで実施してきました校舎あるいは体育館の大規模改造工事と大きな違いはございません。ただし、児童の学習環境に与える影響を最小限とするため、通常であれば42日間ある夏休み期間に集中的な工事を行うところなんですけど、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして夏休みの期間が8月5日から18日までと2週間、14日間に短縮されることになりました。今後、工事の方法、スケジュールについては請負業者、あるいは学校との協議を十分に行いまして、調整してまいります。以上、宮和田小学校の校舎及び体育館大規模改造工事について、簡単ですが御説明申し上げます。

○教育長

説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

○小谷野委員

大規模改造工事関係についてお伺いしたいんですけど、1点わからなかったのは、スロープを設置するという項目が入ってしまっていて、どこら辺に付けるのかなというのが1つです。それからもう1つは、体育館関係の中で床、壁、天井改修という形になっていきますけど、床を改修する際に全面張りかえるのか、それとも削るような状態のことで終了するのか、その辺をお伺いします。

○教育次長兼教育総務課長

お答えいたします。まず1点目のスロープについてなんですけども、宮和田小学校に行ってくださいとおわかりだと思んですが、昇降口の入り口の部分が、藤代

地区の学校に共通したところではあるんですが、地盤沈下によってかなり段差が増えているという状況になっています。そうしたことで、学校との事前の協議事項野中にもあったんですけども、昇降口のところに段差を解消するために盛り土を一定線まで行くと同時に、スロープをそこに設置したりというお話と、あわせて体育館についても同じような考えのもとにスロープを設置すると。その位置については、工事業者と学校でヒアリングを重ねた中で適切な位置に設置するという事を考えております。

もう1点の体育館の床の改修方法なんですが、こちらは小谷野委員がおっしゃったような床の張り替えではなく、一旦床に添付されているワックスなどの古い塗膜を全部剥離して、その後研磨、磨きをかけまして、そこに新たな樹脂塗装をする。従来よりも耐久性のある塗装の技術と塗料を選択して行う計画になっております。

○小谷野委員

先ほど課長が言われたように、宮和田小に行事なんかで行きますと、体育館の階段がめちゃくちゃすごいですよね。あの状況の中で、今後も下がる予想がある中でスロープ等をどうするのかなどという思いがあったので、十分に検討していただいて活用が可能な状況にさせていただければいいなと思います。よろしくお願ひします。

○櫻井委員

先ほどお話があったように、本来は夏休み中に行われる工事が授業期間にかかるかもしれないということで、宮和田小学校で毎朝登校指導で立ってくださっている近隣の方からも、あそこは市道から学校に入るところが狭いのでとても危ないということで、危ないがゆえに近隣の方も心がけて立ってくださっているんですけど、そこに工事の車等が入るようなことになると、さらに危険が増すかと思ひます。その辺の配慮もよろしくお願ひします。

○教育次長兼教育総務課長

今、櫻井委員がお話しいただいたような、新型コロナウイルスの関係があるがゆえに工事の工法とかスケジュールについても、例年の大規模改造工事とは違ったような配慮をする中で進めていくわけなんですけども、特に工事車両あるいは工事業者の作業導線と、児童の通学あるいは下校といった時間帯に十分配慮して、なるべく交わることがないような時間的な差、あるいは作業員の導線の区切りとか、そういったことを業者と今後打ち合わせをして、これから週1回ペースで打ち合わせをしていきますので、そういった疑問点1つ1つを解決して進めていきたいと思ひております。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。報告第20号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第20号は報告のとおり承認することに決定しまし

た。

報告第 21 号、令和 2 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を大手次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

報告第 21 号、令和 2 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）所管事項の同意について）、説明いたします。

こちらにつきましては、教育委員会所管部分と政策推進部の文化芸術課所管部分の歳出を中心にご説明したいと思っております。A 4 横の資料の補正予算書のページ順にご説明いたします。

まず、補正予算書の 9 ページ、9 款 教育費、1 項 教育総務費、総務事務に要する経費につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、教育関係の各種行事やイベント等が中止や延期になっていることから、教育長が教育委員会を代表して外部との交際を行う際の交際費の 25%程度に当たる 2 万 8,000 円を減額するものです。

続きまして、その下の項目、教育総合支援センターに要する経費です。こちらは、小中学校における児童生徒の不登校状態の解消や未然防止を図るため、児童の相談相手や家庭訪問を実施するスクールライフサポーターを市内小学校 2 校、具体的には取手小学校と取手東小学校になりますが、こちらに配置をするための経費 31 万 2,000 円を増額するものです。なお、こちらの財源につきましては、補正予算書 7 ページの歳入の項目になりますが、16 款 県支出金、3 項 県委託金、5 目 教育費 県委託金のスクールライフサポーター配置事業委託金 31 万 2,000 円を 100%充当いたします。

次に、9 ページに戻りまして、一番下の項目になります。移動学習バス委託事業に要する経費になります。本事業は、社会科見学及び職場体験学習の訪問先である公共施設、社会福祉施設、工場等、移動手段として民間バスを利用するためのものです。現時点において、新型コロナウイルス感染症の終息は不透明であり、いわゆる 3 密の状態が発生しやすいバスでの移動については、感染防止の観点から控える必要があることから、今年度は本事業を中止とするため 233 万 2,000 円を減額するものです。

次に、10 ページ上段、外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費につきましては、5 月 28 日付けで茨城県より示された学校再開ガイドラインに照らし合わせまして、バスによる外部の民間プールへの移動は、密集・密接の場面が想定されるため、児童生徒の健康と安全を第一に考え、外部施設を活用した水泳学習は実施しないこととし、関係経費 2,245 万 6,000 円を減額するものです。

次に、その 2 つ下の 2 項 小学校費、小学校保健衛生に要する経費につきましては、例年夏季に実施しております水泳学習について、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する目的から、更衣室等いわゆる 3 密状態を避けるために、水泳授業を行わないこととしたことから、プールの消毒薬 127 万 8,000 円と水質検査の手数料 23 万 9,000 円、合わせて 151 万 7,000 円を減額するものです。

続きまして 11 ページ、本年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査、いわゆる

体力テストにつきましては、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染状況や学校の再開状況、学校現場の負担軽減等を踏まえ中止となったことから、体力テスト集計業務委託料について52万円を全額減額するものです。

次に、小学校教育振興に要する経費につきましては、水泳授業同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、夏季PTAプール事業についても実施しないことから、関係経費34万円を全額減額するものです。

続きまして、給食運営に要する経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月3日から春季休業開始日の前日までの間における一斉臨時休業期間において、学校等給食の中止により、一斉臨時休業期間中に使用予定であった給食食材等をやむを得ず廃棄処分した供給事業者に対し、仕入れ等にかかった費用等について、補助金を交付するため189万4,000円を計上したものです。なお、こちらの事業費の4分の3については、7ページの下段にございますが、諸収入、雑入として全国学校給食会連合会から受けた学校臨時休業対策費補助金337万7,000円の中から、小学校分として142万円を充当しています。また、令和元年度中にキャンセルできずに支払った食材費の一部については、3月31日に専決処分しました、令和元年度取手市一般会計補正予算（第14号）の事業費として歳入・歳出を計上しましたが、歳入の受け入れにつきましては6月以降になるため、先に予算措置していた21万4,000円を過年度分として再計上しております。

続きまして、資料12ページになります。3項 中学校費、中学校保健衛生に要する経費につきましては、小学校保健衛生に要する経費と同様の理由から、プールの消毒薬品と水質検査料、体力テスト集計業務委託料をあわせて48万3,000円を減額するものです。

続きまして、13ページ、給食運営に要する経費につきましては、小学校費の給食運営に要する経費と同様の理由から89万6,000円を計上したものです。こちらの事業費の4分の3についても、先ほどの7ページの歳入、全国学校給食会連合会から学校臨時休業対策費補助金を受けられるため、諸収入、雑入の中学校分として67万2,000円を充当しています。

○文化芸術課長

引き続き、文化芸術課からご説明いたします。資料13ページの下段から14ページをごらんください。

9款 教育費、5項 社会教育費の市民芸術活動の推進に要する経費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止したため、65万7,000円を減額するものです。内訳は14ページ、とりでスクール・アート・フェスティバル委託料として、市内にある全高等学校7校の美術作品の展示や吹奏楽部の演奏会などを開催予定でありましたが、授業数の確保が難しいことから中止となり、30万円の減額をしております。また、6月に予定していた小中学生の取手美術作家展ギャラリーツアーも感染拡大防止のため中止となり、バス借上料35万7,000円を減額するものです。同様に、東京芸術大学との交流に要する経費の東京芸術大学との文化交流事業委託料として、小学校への美術指導、中学校吹奏楽部への音楽指導を行う予定でしたが、授業数の確保が難しいことから中止となり、405万円を減額しております。

続きまして、アートのあるまちづくり推進に要する経費は、取手アートプロジェクトが実施する事業の補助額が決定したことにより、取手アートプロジェクトへの補助金として、一般財団法人自治総合センターの地域の芸術環境づくり助成金500

万円と、文化庁の文化芸術振興費補助金 418 万 1,000 円を計上しております。本事業の歳入については、7 ページをごらんください。15 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金の文化芸術振興補助金で 418 万 1,000 円、同じく 7 ページの下段、21 款 諸収入、6 項 雑入の地域の芸術環境づくり助成金で 500 万円を計上しております。

再度、14 ページにお戻りください。新型コロナウイルス感染症対策経費は、市内で活動しているさまざまな芸術家の創作活動拠点の取材、芸術家へのインタビューや活動の様子をインターネット上で公開することで、現在活動の場を失っている芸術家への支援と、芸術と市民の接点づくりを行うもので、ウェブサイトの構築や映像の制作及び配信も芸術家が行うことで、アートのまち取手としての魅力を広く発信するため、創作活動拠点オンライン公開事業委託料として 350 万円を計上しております。

なお、今回、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した、とりでスクール・アート・フェスティバル委託料と東京芸術大学との文化交流事業委託料の財源に充当していたハロウィンジャンボ宝くじ収益金市町村交付金を、アートのあるまちづくり推進に要する経費とアートギャラリーの管理運営に要する経費に財源充当の変更をしております。文化芸術課からの説明は以上となります。

○教育次長兼教育総務課長

教育委員会の所管事項に戻ります。資料は 15 ページ、6 項 保健体育費、給食センター運営に要する経費につきましては、小学校費・中学校費の給食運営に要する経費と同様の理由から 166 万 1,000 円を計上したものです。こちらの事業費の 4 分の 3 についても、7 ページの歳入、全国学校給食会連合会から学校臨時休業対策費補助金を受けられるため、諸収入、雑入の給食センター分として 124 万 5,000 円を充当しています。

最後に、その下の給食センター施設整備に要する経費につきましては、市内小中学校の臨時休業に伴い、今年度の授業数確保の必要性から夏季休業期間の短縮を想定していることから、当初、夏季休業期間中に施行予定であった学校給食センターの空調設備工事の施工期間、約 30 日の確保が困難となることから事業を中止し、その必要経費 6,000 万円を減額するものです。なお、この事業費の財源内訳として、7 ページの歳入、下から 2 番目の枠になりますが、学校施設整備基金繰入金 1,500 万円、及び 8 ページ、地方債の給食センター整備事業債 4,500 万円についても同様に減額するものです。説明は以上です。

○教育長

大手次長と飯山文化芸術課長の説明は以上で終了いたしました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

○櫻井委員

本件についてということではないんですが、今回のコロナ関係で予算が大分動いていること、また新型コロナウイルス感染症対策の経費としては本当に各方面にわたって十分な財源を確保していただいているなと思いました。ありがとうございました。会議の当初に教育長報告にもありましたが、今後の学習指導について、ICT スキルが児童に身につくようにということで、感染の第 2 波、第 3 波、再び臨時休業のときを鑑みて、こういうことをやっていますということで、取手市以外の市町村で各地で多く導入されているのがタブレットの 1 人 1 台ということで、つくばみらい市であるとか、近隣の市町村でもタブレット機器の全児童生徒への 1 人 1 台の

導入ということが新聞紙上で報告されています。取手市はその辺に関してはいかがでしょうか。

○学務給食課長

1人1台のタブレットの導入につきましては、昨年度からいろいろ教育委員会の中でも必要性を感じまして、いろいろ考えて、導入に向けた準備を進めてきているところでございます。今回、国の第2次補正予算が決まりまして、取手市として交付金が入る予定になっております。そちらを用いまして導入したく、今、財政当局と政策当局のほうとも打ち合わせを重ねている状況でございます。

○教育部長

1人1台のタブレットにつきましては、国でギガスクール構想ということで、今後5年間のうちに1人1台を順次整備していきましようという制度でございましたけれども、今回のこのコロナウイルスの関係で、やはり学習環境、櫻井委員がおっしゃったとおりで、前倒しで実施するよというということで国から要請がございました。これにつきましては、取手市の教育委員会としましても、できるだけ実施に向けて努力して、ぜひこの第2次の補正予算の財源の中で対応できるように、市長部局と協議しているところでございます。

○櫻井委員

ありがとうございます。私の耳にも、10万円の補助金がもらえてタブレットを買うという、そういうところがありまして、家庭で複数子どもがいる場合、1人がタブレットなりパソコンなりを使うと、ほかの子が勉強できないということもあったので、1人1台のタブレットを家庭で用意するみたいな声も聞こえてきますので、大変助かることだと思います。

あと、それにあわせて、各家庭でのタブレット使用を考えているのであれば、タブレットがあってもWi-Fiがないという御家庭も非常に多いので、そういったときに各家庭でのWi-Fiは無理にしても、例えば学校にはWi-Fiあるんですけど、公民館はWi-Fi整備されていないので、そのときに公民館等にもWi-Fiが整備されていれば、学校には来られなくても公民館の図書室で勉強できるとか、そういう状態にもなるんじゃないかなと思いますので、そういったことも検討いただければと思います。

○学務給食課長

今回、タブレットの整備にあわせましてポケットWi-Fiを御家庭に、そういう環境がない方に対して貸し出せるようなものも含めまして、市長部局と協議をしているような状況です。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。報告第21号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第21号は報告のとおり承認することに決定しまし

た。

報告第 22 号，取手市スポーツ推進委員の免職についてを議題とします。

本件についての説明を豊島藤代スポーツセンター長お願いします。

○藤代スポーツセンター長

報告第 22 号について御説明いたします。報告第 22 号，取手市スポーツ推進委員の免職についてです。

別紙にありますとおり，令和 2 年 4 月 1 日からスポーツ推進委員としまして委嘱されておりました吉田久二夫氏が，一身上の都合により辞任をしたいと本人からの申し入れがございまして，取手市スポーツ推進委員規則第 3 条第 2 項の規定によりまして，令和 2 年 6 月 23 日付けで免職いたしましたので，教育委員会の会議に御報告し，承認を求めるものでございます。説明は以上です。

○教育長

本件について質疑，御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結といたします。

お諮りいたします。報告第 22 号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，報告第 22 号は報告のとおり承認することに決定しました。

報告第 19，成年年齢引き下げに伴う令和 4 年度以降の取手市成人式の対象年齢の決定についてを議題とします。

本件についての報告を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課，長塚です。報告 19，成年年齢引き下げに伴う令和 4 年度以降の取手市成人式の対象年齢の決定について，御説明させていただきます。

まず，ページをめくっていただきまして 1 ページ，別紙資料をごらんください。ちょっと細かいんですが，別紙におきまして成年年齢引き下げに伴う課題，それから検討方法，決定内容，決定理由につきまして記載しておりますので，そちらをごらんいただきたいと思えます。初めに，報告案件の概要及び課題についてでございますが，令和 4 年の成人式におきましては，成年年齢を 18 歳に引き下げる民法の改正が令和 4 年 4 月 1 日に施行されることに伴いまして，18 歳，19 歳，20 歳の 3 学年が同時に成人を迎えることとなります。この際，成人式の対象年齢を，これまでどおりと同じ 20 歳のみを対象とするか，又は 3 学年全員を対象とするか等について課題となっております。これらのことにつきまして検討を行いました。検討に当たりましては，令和 4 年度に 18 歳となります市内の市立中学校 3 年生，及び令和元年度成人式実行委員 18 人へのアンケート調査の実施を初め，近隣自治体，他市の状況調査，それから内閣府の成人式の時期や在り方等に関する報告書を参考といたしました。

別紙の 3，検討内容の（1）から（3）をごらんください。1 ページ，別紙 3 の 3. 検討内容のところですが，（1）につきましては，市が実施しましたアンケート

の結果でございますが、回答者の8割が20歳を対象に成人式を希望しております。

(2)につきましては、近隣市の状況でございますが、既に態度決定をしている市では、20歳を対象に成人式の開催を予定しております。(3)につきましては、全国の令和4年の成人式の態度決定をしている自治体のデータとなっておりますが、9割の自治体が20歳を対象とした実施の意向となっております。詳細データにつきましては、2ページの別紙1、3ページの別紙2に添付してございます。また、4ページから7ページにかけて、内閣府の成人式の時期や在り方等に関する報告書の抜粋を添付してございますが、ここでも20歳の方を対象として実施するという意見が多数となっております。

以上の調査等を踏まえまして検討を行った結果、成人式を18歳で迎えることになると、対象者が受験の準備や就職活動の準備などと時期が重なることや、家庭におかれましても経済的負担が大きくなることが予想されることから、本市におきましても成年年齢が18歳に引き下げられる令和4年度以降につきましても、従来どおり当該年度内に20歳を迎える方を対象に成人式を実施することを決定したことについて御報告申し上げます。なお、実施時期など、実施の内容に関することにつきましては、令和4年度の成人式実行委員会において御意見等をいただきながら決定を行うものとなります。説明は以上となります。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

○小谷野委員

調査関係、大変でございました。まとめるのも大変だと思うんですね。このような状況の中で言われているように、20歳というのがやはり1つの節目で、それが成人にとってもそれが1つの目安になっているんだろうなと思うんですね。この意見でまとまったというのは、私としても非常に安心した状況にあります。ありがとうございました。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告19の議事を終わります。

報告20、寄附の受け入れについてを議題とします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター長

よろしくお願いたします。報告20、寄附の受け入れについて、取手市スクールカウンセラー・スーパーバイザー、谷口 清様、藤原一夫様より、箱庭セットを寄贈いただきましたので、別紙のとおり御報告させていただきます。

お手持ちの資料の1ページに詳細が記載されております。寄贈品ですが、箱庭セット、内訳といたしましては、人物、動物、生き物、さまざまなパーツの内容品498点及び収納棚2台を寄贈いただきました。寄贈の理由といたしましては、今年度より取手市は教育総合支援センターの機能の拡充を図りました。具体的には、いじめ防止対策、不登校児童生徒支援対策などの取り組みに対して、お2人のスクールカ

ウンセラー・スーパーバイザーより、その評価をいただいております。今回、寄贈いただきました箱庭セットは、その事業のさらなる向上に役立てていただきたいという寄贈者の方からの御厚意となっております。なお、6月17日には、取手の本庁舎におきまして贈呈式をさせていただきました。

次のページに、白黒であります。寄贈いただきました寄贈品を紹介させていただいております。なお、センターに通所している、また面談でセンターに来た5名の児童生徒が実際にこの箱庭を使って、表現をさせていただいたということになります。以上で、報告20の報告を終わりにします。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

○櫻井委員

箱庭セットの寄贈ということで、大変ありがたいと思います。こちらを実際に児童生徒さんにしていただいて、それを支援につなげるということで、これは石隈先生が御専門ですけど、使い方であるとか作り上げたものに対する見方であるとか、そういった研修が必要になってくると思うんですけど、そういった研修についてはいかがでしょうか。

○教育総合支援センター長

御質問にお答えします。現在、生徒が作った作品の見取りに関しましては、スクールカウンセラー・スーパーバイザーの方に御助言いただきながら、私どもも行っております。今、御指摘がありましたように、教育総合支援対策センター職員の見取りの技術ですね、そういったことが必要とされますので、研修を今後考えております。以上です。

○石隈委員

御指摘ありがとうございます。今年度より、教育総合支援センターの体制充実ということで、今回、非常にいいというか、高価なというか、新しいツールをいただいたということで、とてもありがたいことだと思います。櫻井委員が御指摘のように、スキルアップというか、これが非常に重要で、特にこの箱庭に関しては専門性が求められるので、気楽にとりあえずというものではなくて、専門的なトレーニングを受けた者が使うということと、教育総合支援センターの相談員等のレベルを一段とアップしていただくことをお願いしたいと思います。

○教育長

承知いたしました。

そのほかございますか。質疑、御意見はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結といたします。

これにて報告20の議事を終わります。

報告21、いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてを議題とします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター長

よろしく願いいたします。報告21、いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてでございます。1ページをごらんいただければと思います。いじめの再発防止

策，取手市の新しい学校教育3つの取り組みについて御報告させていただきます。

3つの取組みを進める上で，昨年度の引き継ぎ事項と今年度の取組みの方向性について協議をするため，5月28日木曜日に第1回再発防止策推進会議を行いました。校長会，教頭会，教務主任会といった各職層から2名の選出と，市教諭が一堂に会しまして学校における提言の内容，中でも教育相談部会，全員担任制，チーム指導，2学期制について共通理解に努めました。

次に1-2. 教育相談部会の(1)について御説明申し上げます。現在，教育総合支援センターからは2名のスクールカウンセラー・スーパーバイザー，3名の学校連携支援員などが各学校の教育相談部会に参加をしております。学校の悩みや困りごとについて，学校と教育委員会の情報の共有化，さまざまな問題の未然防止，早期対応に努めております。2名のスクールカウンセラー・スーパーバイザーからは，取組みの趣旨を理解し，学校長のリーダーシップのもとしっかりと取り組まれているといった御意見をいただいております。しかし，部会の進め方について，教育相談主任が戸惑いや不安を抱いていることも事実です。今後は，教育相談主任研修会を開催するなどして，教育相談主任を中心に(2)にもごぞいませとおり教育相談部会の運営の手引きの作成に着手していきたいと考えております。なお，こちら紙面では報告はしておりませんが，6月17日，NHK水戸のテレビ局が取手二中に来校して，この教育相談部会の様子について取材を受けました。口頭にて御報告申し上げます。

次に(3) ころとからだのチェックリストについてでございます。長期の臨時休業明けの児童生徒のストレスチェックを行うために，各校の養護教諭がころとからだのチェックリストを作成して配付，実施をいたしました。このチェックリストの内容をもとに，分散登校期間中は全児童生徒と教員が面談を実施しました。また，教員が得た情報については保護者にお伝えすることで，その情報の共有にも努めてまいりました。このチェックシートですが，今後，児童生徒の小さな変化の気づきのツールとして活用していく予定でございます。

次に1-3. 全員担任制の取組みについて御報告申し上げます。学級担任の交代時期についてですが，毎日であったり，1週間から2週間，3週間から4週間など，学校規模や実情に応じて試行期間として各中学校で実施しております。この全員担任制ですが，分散登校期間中は，昇降口や廊下等に各学年が役割分担を配置して児童生徒の安全確保に努めるなど，チーム分担で対応してまいりました。また，学校における提言の柱となる全員担任制，チーム指導，教育相談部会が一体であると考えております。現在は，この取組みの土台づくりに向けて日々の実践を積み重ねております。なお，教育委員会といたしましても，この分散登校時におきましては，見守りチェックリストを作成して，各学校の分散登校の様子を確認したところです。

続きまして，2ページの研修への取組みについてでございます。全員担任制，チーム指導，教育相談部会の導入により，児童生徒のさまざまな情報を複数の教員で共有することとなります。そこで，学校，スクールカウンセラー，学校連携支援員など，教員が学校現場における基本的な守秘義務のあり方についての研修を行う必要があると考えます。今後はこのような研修について，教育総合支援センターが企画運営をしていく予定となっております。

最後に，教育総合支援センターの相談業務の改善についてです。先ほどの報告 20

とも重複してしまいますが、箱庭について寄贈をいただきました。専門的な知識と経験を高めていくためにも、今後、教育総合支援センターの職員が研修を積み重ねて、カウンセリングの幅を広げていきたいと考えております。以上で報告を終わります。

○教育長

報告 21 の説明は以上でございます。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

○石隈委員

御説明ありがとうございました。コロナで大変なときに、きちんといじめ防止策で決まったことが始められているなという実感を持ちました。3点の感想になりますけれども、教育相談部会運営の手引きを作成するということはとても大事なことで、どんな方が教育相談主任になってもやれる体制づくりだと思います。ただ、先生方は生徒指導部会とか、特別支援教育の校内支援委員会とか、いろいろなものをコーディネートされてきた経験があると思うので、全く新しいものというよりも、教育相談という枠組みでの部会の運営と思っていただければ、今までのお力は生かせると思いますので、研究をするのはいいことなんですけど、不安になり過ぎないようにというのが私の経験上の助言です。これが1点目です。

2つ目が、こころとからだのチェックリストというのは、今まさに重要性が増したところで、学校再開後にやられたのはとてもいいことだと思います。できれば、8月5日から18日までが夏季休業ということなので、これに入る前にもう一度やるか、今回やったものを活かすかでもいいんですけど、3者面談か何かで心身の健康チェックを御家庭と学校と本人と共有されると、子どもの様子がわかってストレスもわかりますし、とにかく3者面談もいろいろあって、高校なんかは3者面談だったら進路指導とか、しっかり勉強しなさいとなるんですけど、小中学生ですから、本当に夏休みの前に、よくここまで来たと、よく頑張ったと。こういうところを頑張ったけど、こういうところは心配だからというのを共有すると、そのときのこころとからだのチェックリストがいい資料になるんじゃないかなと思いますので、大事にしてあげるといいかなと思います。

特にコロナウイルスは、よく言われるように、いつどこで感染が始まったか非常にわかりづらい、筑波大の斎藤 環先生がよくおっしゃっているんですけど、どこかの区切りとか終息したときに何か確認しないと、どう対応していいかわからない。学校は本当にありがたいところで、夏季休業とか前期・後期という区切りがありますので、その区切りに子ども達によく頑張ってきたねと。特に今回は、3月、4月という学年の区切りに感染が爆発しましたので、多分、心の区切りが生徒も保護者も先生方もついていないんじゃないかなと思いますので、夏休みの前というのはちょうどチャンスかなと。そのときに、こころとからだのチェックリストを使ってあげればいいかなと。

もう1点、研修への取り組みということで、もちろん私もいろいろ御協力させていただきたいと思うんですけども、守秘義務に関しては、市としての統一見解というのはとてもいい言葉を選んでいただいている、つまりカウンセリング業務の共有というのは、カウンセリング的に動くところだよと基本的に確かめることと、では取手市ではこうしましょうと決めることと2段階えなんですね。だから、この情報については教職員みんなが共有しましょうとか、これについては御本人の中で置い

ておきましょうというのが、やはり教職員、保護者も含めて市として統一見解があって、A4一枚くらいのカウンセリング情報、子どもに関する情報の基本みたいなものができると、すごくお互いがすっきりしていいんじゃないかということで、研修と同時に綱領みたいなものが決められると、進めやすいかなと思います。そんなに細かいことではなくて、大事なシンプルなものだと思います。子どものころの奥深くは聞いた人のみにとどめる、ただ子どもの生活や学業に関する支援に関しては、なるべく教職員も親も共有して、子どもを応援していこうと。そういう生活面は共有、心の中身あるいは複雑な人間関係で気になるところはそっとしておこうという線引きの基本がありますので、それを共有していければと思います。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。まず、チェックリストにつきましては、今後の予定ですが、校長会を経て定期的な実施をしてまいりたいと考えております。

○石隈委員

ぜひ。

○教育総合支援センター長

ちょっとした変化の気づきを教職員で共有して、早目早目に対応していくというところを心がけていきます。守秘義務につきましては、やはり学校であるとか個人の解釈として行うものではなく、やはり取手市としての見解を紙面にまとめる作業が入っていきます。その立場立場によつての守秘義務であるとか、そういったことが十分、情報だけがひとり歩きしてしまうと非常に危険でもありますので、このことに関しましては、ぜひ取手市の研修の中で取り扱いをさせていただきますので、そのときに御助言、御協力をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○櫻井委員

ただいまの守秘義務についてなんですけど、研修への取組みということで、教職員、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員向けということなんです、学校に関わる者としては、放課後子どもクラブ支援員もいらっしゃいますので、そちらにも窓口を拡充していただければと思います。

○教育総合支援センター長

はい、ありがとうございます。

○小谷野委員

全員担任制のことで、新たなスタートですが、スタート期間が遅れたこともあって先生方自身も話し合う時間はできたんだろうと思うんですけど、ただ実際にやってみると、いろいろな課題が出ているんだろうと思うんですね。今、コロナの関係で、子どもたちがやらなければならないこと、先生方が指導しなければならないことがたくさん出てきている中で、新たな取り組みをしていることなので、焦らずに先生方に取り組んでもらいたいということ、私はすごく強くお伝えしたいなと思っています。その中で、それぞれの学校でいろいろな方法を使っているということですから、それらを上手に集めていただいて、こういうふうになるとよかったよという情報が学校の中で、市の中で、しっかり共有されることが大事だと思いますので、この辺も十分に今後活用していただけたらと思います。以上です。

○教育長

ありがとうございます。

○櫻井委員

もう一つ、こちらは大越課長かと思いますが、こころとからだのチェックリストに関して、長期休業期間中に状況がいろいろ変わりますので、御家庭の方も気持ちが悪くなって、子どもへのDV等もあるかと思いますが。そういったことについての報告等は上がっていますでしょうか。

○教育総合支援センター長

私から御報告申し上げます。前回は御報告させていただいたんですが、長期休業期間中、宿題だとか、そういったさまざまな取り組み等に対して、子どもと保護者が一緒にいる時間が非常に長かったということもありまして、保護者が非常にストレスを抱えているという電話相談は何本か受けております。また、先日なんですが、教育総合支援センターに、休業期間明け、学校が再開したことによって子どもがうまくなじんでいるか、なじんでいないかといったことについても、保護者から不安を覚えていると。それが、相談をだれにしていかわからないといったところから、少しずつストレスになっているんだという電話相談もお受けしております。指導課、センターに、こういった悩み相談があるときには丁寧に対応して、必要に応じて学校にお返しするといったところも取り組んでおります。

○櫻井委員

では、具体的に行政及び学校が介入しなければならないようなDVの報告というのは、特にないということですね。

○教育総合支援センター長

しつけの段階において厳しい言動があったということは、報告を受けております。そのことにつきましては、学校、教育委員会で把握をしているところでございます。

○石隈委員

今、櫻井委員から御指摘がありましたけど、本当に教育の大きな部分の負担が御家庭に来るといって休業時期なので、御家庭としても非常にストレスがたまりやすかった、それが蓄積されてきている。しかも学校再開して不安を抱えているところで、いろいろな面での危険がありますので、注意していくという御指摘は、私もそのとおりだと思います。先ほど、これからの年間授業量、時間ですか、1,015時間が取手市では確保されているということもありますので、それを保護者にも共有しつつ、遅れを取り戻すんじゃなくて、今スタートするんだと、再開後のスタートですから、4月、5月にどれだけ家庭学習できたかというのは、我々教職員はきちんと見て対応しなきゃいけないんですけど、それを表に出し過ぎると、保護者としてはうちはどうだろうかと、遅れているんじゃないかと、そういう不安が高まると、保護者の不安が子どもにうつりますので、非常に厳しいということで、新しいスタートだから学校は応援するし、保護者も一緒をお願いしますということを機会あるごとに、特に心配が大きい保護者には共有していただいて、休業期間に保護者が御家庭でしっかり子どもを見てくださったので、再開にこぎ着けたという理解でいいのかなと。非常に抽象的なことですが、遅れを取り戻すというのは、遅れているわけではなくて、今まで休業中だったので、今から再開で始まって、年度が終わるまでにいい教育をしましょうねという話なので、遅れかどうかというのはあまり強調しないほうが現実的かなと思いますので、保護者の不安や子どもの不安を駆り立てないというのも我々教職員の役割かなと思います。

○教育長

はい。そういったことも踏まえて、きちんと学校とも現状を踏まえた対応を取れるようにしていきたいと思います。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて報告 21 の質疑，御意見を終結とします。以上で報告 21 の議事を終了します。

委員の皆様にお知らせします。報告 22，いじめの事案等への対応については，いじめ事案に関する個人が特定できる情報を含む報告内容となります。よって，議事を非公開とすることを発議したいと思います。

お諮りいたします。報告 22 の議事は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により議事を非公開としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ありませんので，報告 22 の議事は非公開とします。

本件に係る議事は，ただいま非公開とすることが議決されました。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

傍聴者の方が退席されましたので会議を再開します。

本件についての説明を松戸教育総合支援センター長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

以上で報告 22 の質疑，御意見を終結いたします。

報告 22 の議事を終わります。

非公開とした件の議事が終了しましたので，会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長

次に，その他に入ります。

事務局からの報告をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐

事務局から 4 点ほど御報告させていただきます。委員さんの机に，事務局資料 1 としまして，令和 2 年第 2 回取手市議会臨時会における教育委員会関係議案等の結果報告について，資料をお配りしております。こちらについては 5 月 7 日に，ちょっと報告が遅くなってしまったんですけど，取手市議会の臨時会が行われました。そちらの会期日程と議決の結果一覧表がついております。教育委員会関係の事案につきましては，四角で囲ってある部分になります。全て原案のとおり可決となっております。

続いて，事務局資料 2 ということで，こちらは令和 2 年第 2 回取手市議会定例会における一般質問，それから会期日程，それから議決結果の資料がついております。第 2 回取手市議会定例会は，6 月 8 日から 12 日まで行われました。教育委員会関係の議案は全て原案のとおり可決となっております。また，一般質問については，お 2 人の議員からございました。

3点目としまして、事務局資料3、令和2年度組織目標をお配りしております。こちらにつきましては、教育委員会全体、それから各課の今年度の組織目標ということで重点事業、それから職員の職務分担等が記載されております。以上3点につきましては、お持ち帰りいただきまして内容を御確認いただきたいと思っております。

最後、7月の教育委員会定例会の日程について御報告いたします。7月の教育委員会につきましては、7月20日午前中を予定させていただいております。御通知を差し上げますので、御確認をいただきたいと思っております。報告については以上です。

○教育長

以上で、今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

令和2年第5回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 0時17分閉会